

第六章

教育・保育、地域子ども・子
育て支援事業の量の見込み、
提供体制の確保の内容、実施
時期について

1 新制度の全体像

子ども・子育て支援新制度について

1) 概要

「子ども・子育て」分野は、社会保障と税の一体改革において、年金・医療・介護とともに社会保障分野の一つに位置づけられました。そして、平成24(2012)年8月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子ども・子育て関連3法(※)が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27(2014)年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

※子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、社会全体で幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指すもの。

②認定こども園法の一部を改正する法律

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導・監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

③関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法律について規定を整備するもの。

2) 現行制度からの主な変更点

①市町村が制度の実施主体

- 市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を調査などにより把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供していきます。

②消費税率引き上げに伴う財源確保

- 社会保障と税の一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置づけられ、消費税率引き上げ(5%→10%)に伴う増収分のうち、約0.7兆円が新制度の財源に充てられます。

③幼児期の学校教育・保育に関する給付制度の創設

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育などの給付(「地域型保育給付」)の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

④「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

- 地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業(13事業)が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化されました。これらの事業を、市の実情に応じて実施していきます。

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、 提供体制の確保の内容、実施時期について

2 新制度の事業体系

2 新制度の事業体系

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

子ども・子育て支援給付

《現金給付》

■児童手当

《教育・保育給付》

■施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園（※）
- ・保育所（※）

※施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁します。

■地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援に関する事業

②時間外保育事業（延長保育事業）

③放課後児童健全育成事業

（学童クラブ）

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

⑤乳児家庭全戸訪問事業

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
（養育支援事業）

⑦地域子育て支援拠点事業

（子育てひろばなど）

⑧一時預かり事業

（一時預かり保育・トワイライトステイ）

⑨病児保育事業（病児・病後児保育）

⑩子育て援助活動支援事業

（ファミリー・サポート・センター事業）

⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業 （妊婦健康診査）

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、

提供体制の確保の内容、実施時期について

2 新制度の事業体系 1) 子ども・子育て支援給付

1) 子ども・子育て支援給付

「現金給付」

児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とします。なお、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めによります。

「教育・保育給付」

《施設型保育給付》

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

①満3歳以上児童に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

②満3歳未満児童の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

認定区分	給付の内容	利用先
1号認定子ども お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第1号〕	■教育標準時間※ (4時間を標準)	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第2号〕	■保育短時間 (パートタイム就労最長8時間) ■保育標準時間 (フルタイム就労最長11時間)	保育所
		認定こども園
3号認定子ども お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第3号〕	■保育短時間 (パートタイム就労最長8時間) ■保育標準時間 (フルタイム就労最長11時間)	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

※教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

《地域型保育給付》

新制度では、定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象になります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

事業類型	認可定員	保育実施場所等
小規模保育事業	6～19人	保育者の居宅、他の場所、施設
家庭的保育事業	1～5人	保育者の居宅、他の場所、施設
居宅訪問型保育事業		保育を必要とする子どもの居宅
事業所内保育事業		事業所の従業員の子ども+地域の保育を必要とする子ども

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、

提供体制の確保の内容、実施時期について

2 新制度の事業体系 2) 地域子ども・子育て支援事業

2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各事業の概要は以下のとおりです。

事業名	概要
利用者支援に関する事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校余裕教室、児童館の他、専用スペース等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で預かる、必要な保護等を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
一時預かり事業 ※幼稚園が行う預かり保育は、新たな事業類型 (幼稚園型)に再編	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
病児保育事業（病児保育等）	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

3 推計の手順

1) 人口推計

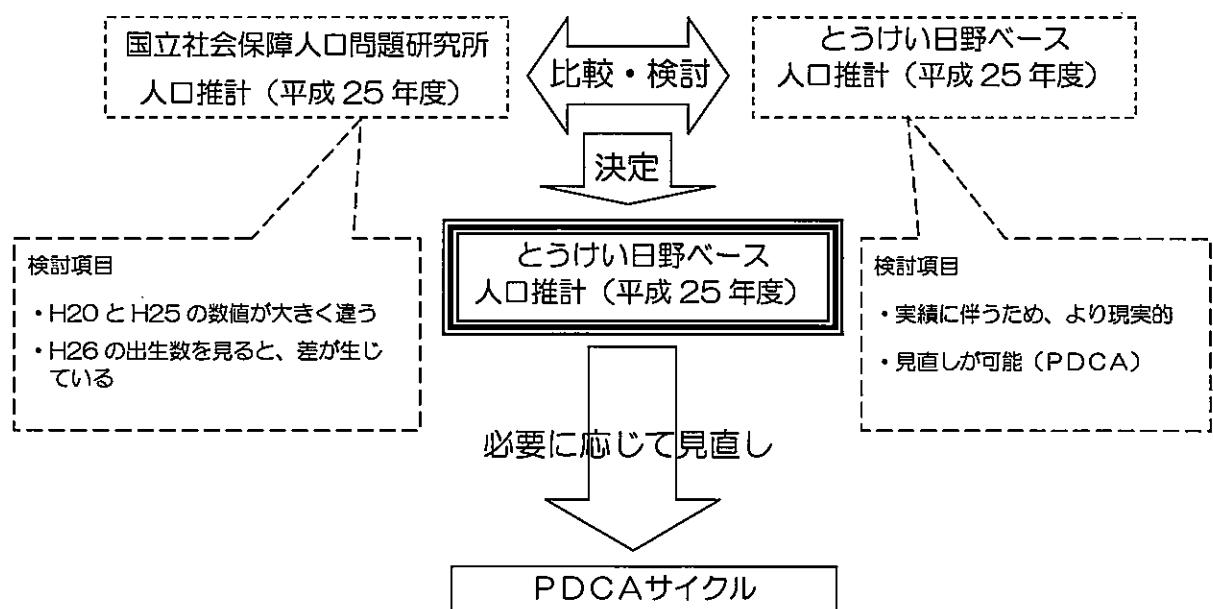
計画の基礎的数値となる人口推計については、とうけい日野をベースにコーホート要因法（男女別、年齢別の平成21（2009）年度～平成25（2013）年度までの人口変動要因（生存率・移動率（転入・転出））・25歳～34歳の女性子ども比、男女比を用い算出）により算出しました。

一般的に人口推計については、「国立社会保障人口問題研究所」が広く公に周知されており、平成25年度に推計値が見直しされました。日野市としても、数値を検証しましたが、過去5年の人口動態と比較した結果、推計値としては大幅な開きがあると判断せざるを得ませんでした。よって、より現実的な数値として、とうけい日野をベースとした人口推計としました。

また、人口推計においては、市内各地区（町丁目）ごとの積み上げという考え方もありますが、本計画においては全体の人口を捉え、各地区の状況を注視しながら施策展開を図っていきます。

なお、「人口」と「量の見込み」「確保方策」は関連していて、提供区域が需給調整の判断基準になることからも1地区での設定が適正範囲（柔軟な調整が可能）であると判断しました。

■人口推計決定までのおおまかな検討の流れ（フロー）

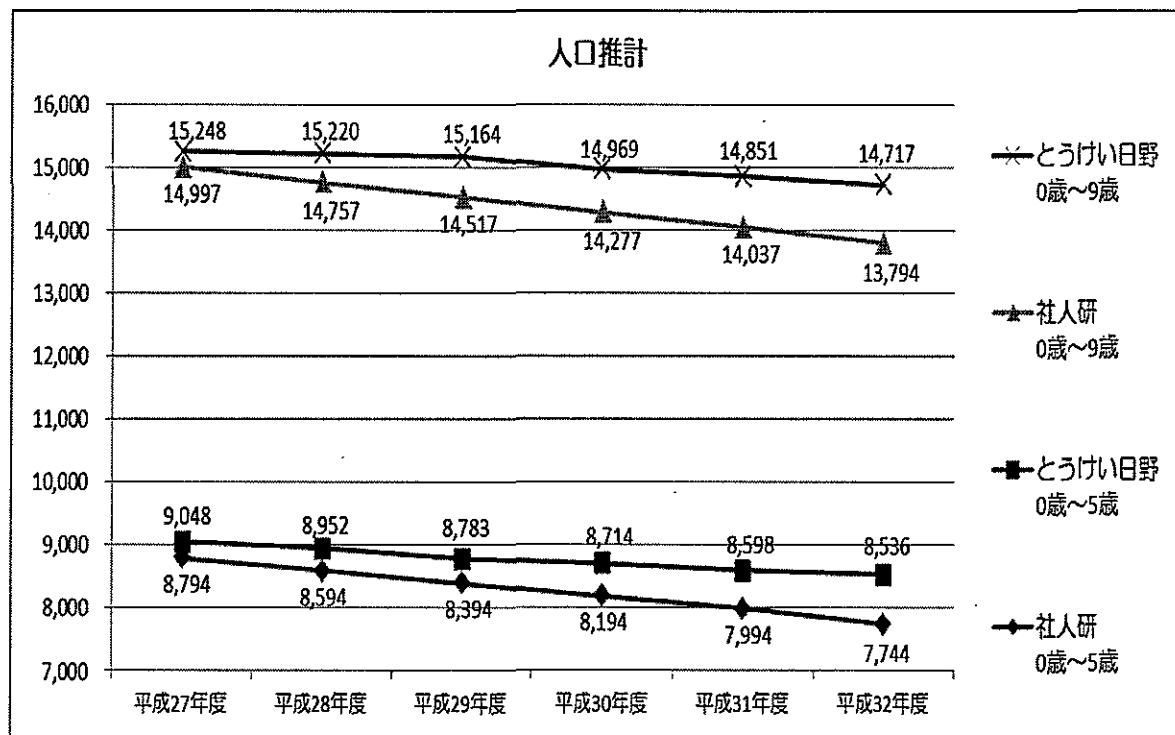


第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、

提供体制の確保の内容、実施時期について

3 推計の手順 1) 人口推計

■ 「国立社会保障人口問題研究所」と「とうけい日野ベース」の比較

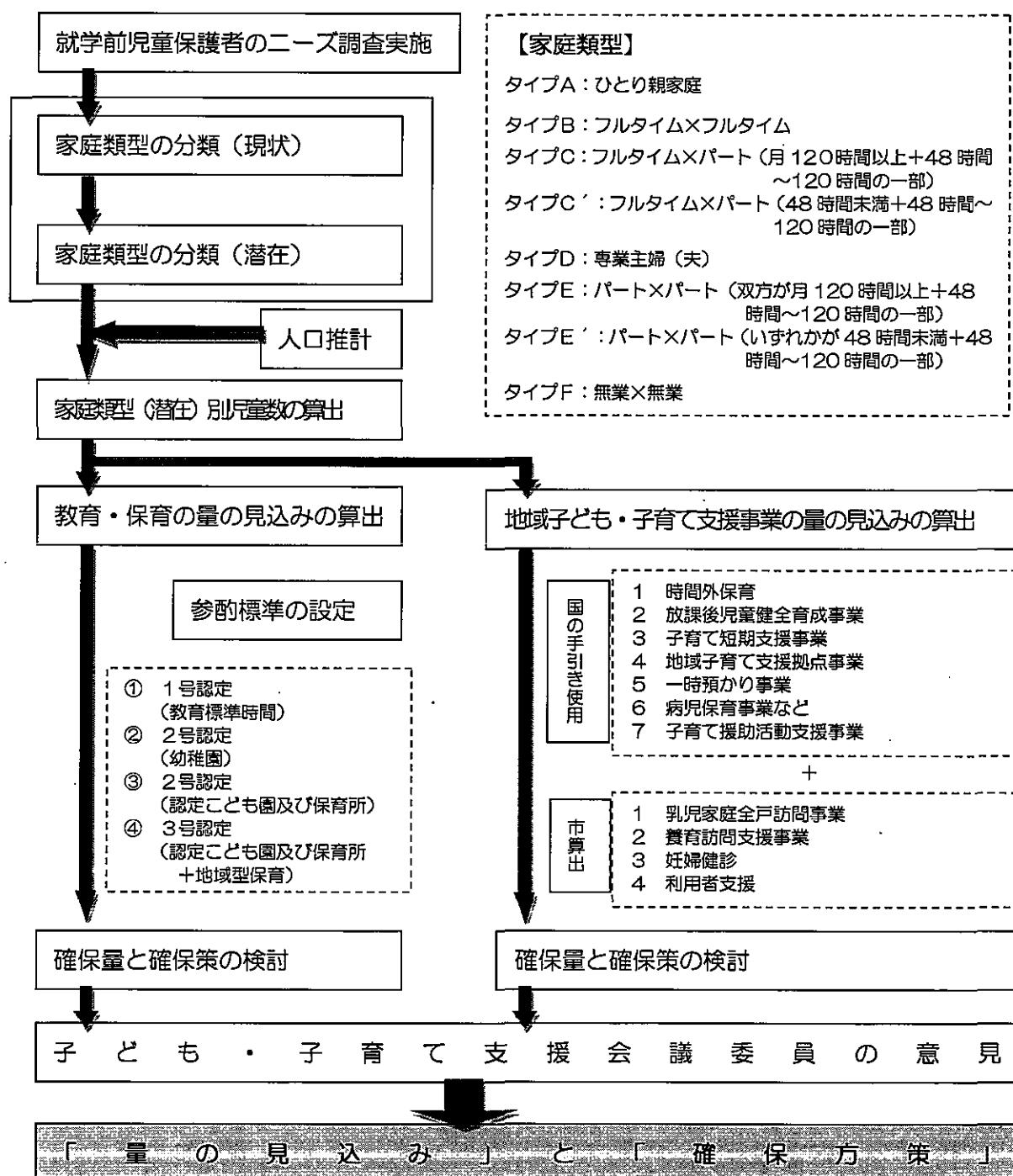


■ とうけい日野ベースの人口推計（コーホート要因法）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,405	1,399	1,387	1,373	1,360
1歳	1,470	1,450	1,444	1,432	1,417
2歳	1,521	1,472	1,452	1,446	1,434
3歳	1,494	1,527	1,477	1,457	1,451
4歳	1,606	1,492	1,525	1,475	1,455
5歳	1,552	1,612	1,498	1,531	1,481
6歳	1,536	1,553	1,614	1,500	1,533
7歳	1,632	1,543	1,559	1,621	1,506
8歳	1,541	1,646	1,556	1,573	1,635
9歳	1,491	1,546	1,652	1,561	1,579
10歳	1,633	1,497	1,552	1,658	1,567
11歳	1,624	1,644	1,506	1,562	1,669

2) ニーズ量推計のフロー

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童及び就学児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性や各事業の特性や整合性等を検証し、かつ子ども・子育て支援会議委員の意見を伺いながら一部補正を行ったものです。



4 提供体制の確保の内容、実施時期 1) 提供区域 2) 教育・保育

①特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用実績

4 提供体制の確保の内容、実施時期**1) 提供区域**

日野市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、全市を1区域と捉えて設定します。今後の教育・保育等に係る施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため、市内全域での事業計画を策定します。

2) 教育・保育

①特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用実績

ア. 幼稚園・幼稚園（主管課：保育課・学校課）

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況に関わらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

【過年度の実績】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者 (1号認定・2号認定の一部)	2,515人	2,463人	2,384人	2,369人	2,322人

イ. 認可保育所等（主管課：保育課）

保護者の就労や疾病等で、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

【過年度の利用実績】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者	2号認定 (その他)	1,809人	1,883人	2,011人	2,038人
	3号認定 (0歳)	285人	302人	303人	298人
	3号認定 (1・2歳)	1,079人	1,123人	1,179人	1,194人

②量の見込み（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等）

【量の見込み】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定	2,002人	1,993人	1,937人	1,921人	1,888人
	2号認定	179人	178人	173人	172人	169人
	2号認定 (その他)	2,250人	2,240人	2,177人	2,159人	2,122人
	3号認定 (0歳)	330人	335人	337人	339人	342人
	3号認定 (1・2歳)	1,400人	1,407人	1,424人	1,444人	1,459人

※ 2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強い方

※ 2号認定（その他）：上記以外の方

③確保方策

ア. 幼稚園・幼稚園（主管課：保育課・学校課）

【確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策 (1号認定・2号認定の一部)	△	△	△	△	△

※過年度の実績で満たされています。

イ. 認可保育所等（主管課：保育課）

【確保方策】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
確保方策	2号認定 (その他)	30人	58人	71人	58人	58人
	3号認定 (0歳)	△	9人	9人	9人	9人
	3号認定 (1・2歳)	△	33人	40人	33人	33人

ウ. 特定地域型保育事業（主管課：保育課）

【確保方策】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	3号認定 (1・2歳)	30人	△	△	△

エ. 認可外保育施設（主管課：保育課）

【確保方策】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	2号認定 (その他)	10人	△	△	△
	3号認定 (0歳)	10人	△	△	△
	3号認定 (1・2歳)	20人	△	△	△

4 提供体制の確保の内容、実施時期 2) 教育・保育 ④ 受け入れ数

3) 地域子ども・子育て支援事業 ① 時間外保育事業 ② 放課後児童健全育成事業

④受け入れ数（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等）

【受け入れ数】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
受け入れ数（※）	2号認定（その他）	2,114人	2,172人	2,243人	2,301人	2,359人
	3号認定（0歳）	308人	317人	326人	335人	344人
	3号認定（1・2歳）	1,294人	1,327人	1,367人	1,400人	1,433人

（※）受け入れ数：③の確保方策により保育サービスを提供できる人数

3) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業（主管課：保育課）

児童の保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育時間の延長を行うことにより、児童福祉の充実を図ることを目的とする事業です。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者	△	1,816人	1,987人	1,944人	2,016人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,199人	1,187人	1,164人	1,155人	1,140人
確保方策	△	△	△	△	△

②放課後児童健全育成事業（主管課：子育て課）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から3年生（障害のある児童は4年生まで）を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

対象範囲：小学校1年生～6年生

※児童福祉法の改正により、対象児童が「おおむね10歳未満」から小学生に変更になりました。改正の趣旨は、年齢要件で本来必要な子どもが受け入れられないことがないようにということで、必ずしも6年生までの児童を全て受け入れなければならないということではありません。環境が整い次第、できるところから順次受け入れていきたいと考えています。

考え方：小学生の放課後は、基本的に児童館、学童クラブ、ひのっちの3つの事業で支えています。

実施箇所：36施設（平成26年度現在）

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

② 放課後児童健全育成事業 ③ 子育て短期支援事業

【過年度の実績】※基準日：各年度5月1日（児童数）各年度4月1日（入所者数） 単位：人/年

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
6-8歳児童数	4,700人	4,690人	4,539人	4,505人	4,537人
入所者数	1,549人	1,517人	1,496人	1,567人	1,687人
定員数※	2,052人	2,052人	2,072人	2,072人	2,072人
出現率	約33%	約32%	約33%	約35%	約37%

※定員数：全学童クラブの面積（専用区画）を1.65m²/人で割り算出した人数

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み 低学年	2,079人	2,094人	2,088人	2,073人	2,064人
量の見込み 高学年	316人	312人	313人	318人	320人
定員数	2,112人	2,182人	2,252人	2,322人	2,392人
確保方策	40人	70人	70人	70人	70人

③子育て短期支援事業（ショートステイ）（主管課：子ども家庭支援センター）

虐待予防、養育相談の最前線として、取り組みを強化します。児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、宿泊を伴い一時的に児童を養育・保護する事業です。

- 対象児：2歳から小学6年生まで（弟妹と同時の場合は中学生まで）
- 利用日数制限：1利用につき7日間まで

【過年度の実績】

単位：人日/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員数（1日）	4人	4人	4人	4人	4人
利用件数	120日	167日	233日	199日	147日

【量の見込みと確保方策】

単位：人日/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	212人	210人	206人	204人	201人
定員数	1,095人	1,095人	1,095人	1,095人	1,095人
確保方策					

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

④ 地域子育て支援拠点事業 ⑤ 一時預かり事業

④ 地域子育て支援拠点事業（主管課：子ども家庭支援センター）

乳幼児親子が気軽に集い、語り合い交流する場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させることで保護者の負担軽減を図ります。また、虐待予防、養育相談の最前線として、取り組みを強化します。

- ①子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）の交流の場の提供
 - ②子育て等に関する相談及び援助の実施
 - ③地域の子育て関連情報の提供
 - ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ①～④をはじめとする総合的な子育て支援の拠点

【過年度の実績】

単位：人回/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
箇所数	11か所	22か所	23か所	23か所	23か所
来所者数	109,341人	115,717人	117,084人	118,447人	123,884人

【量の見込みと確保方策】

単位：人回/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	47,508人	46,704人	46,284人	45,948人	45,516人
確保方策					

⑤ 一時預かり事業

《幼稚園の預かり保育》（主管課：保育課）

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、在園児を幼稚園において預かり、保育を実施しています。

実施園：9園

【過年度の実績】

（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））※ 単位：人日/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数	25,625人	33,005人	28,290人	29,725人	31,980人

※上記の数値には2号認定による定期的な利用を含む

【量の見込みと確保方策】

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

単位：人日/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	39,231人	39,054人	37,950人	37,638人	36,997人
定員数	41,205人	41,205人	41,205人	41,205人	41,205人
確保方策					

(2号認定による定期的な利用)

単位：人日/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	805人	801人	779人	772人	759人
定員数	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む
確保方策					

《その他一時預かり・子育て短期支援事業(トワイライトステイ)》

(主管課：子ども家庭支援センター)

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。以下の2事業については、就学前児童・小学校児童を対象に実施します。

■一時預かり保育

児童を養育している家庭の保護者が育児疲れ解消、急病及び仕事等で一時的に保育が必要となった場合に子ども家庭支援センター多摩平及び市内の民間保育園、日野市立福祉支援センター0歳児一時保育室において児童を保育する事業です。

対象児童：生後3か月～就学前まで

利用時間：0歳児 月・火・木・金 9:00～16:30

1歳～就学前まで 月～土(民間保育園は月～金)

8:30～17:00(超過保育あり)

※祝日・年末年始の実施無

■子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

トワイライトステイ(夜間養護等事業)とは、家族の入院や勤務での残業等様々な事情で帰宅が夜間になる場合等に、一時的に子どもを預かる事業です。

対象児童：1歳～小学校3年生まで

(お子さんの発育、発達状態等により、利用の時期を相談すること有り)

利用時間：月～土 18:00～22:00

※祝日・年末年始の実施無

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑤ 一時預かり事業 ⑥ 病児保育事業等

【量の見込みと確保方策】

(上記以外) (一時預かり保育・トワイライトステイ)

単位：人日/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数	10,924人	9,943人	9,494人	9,236人	9,720人

【量の見込みと確保方策】

(上記以外)

単位：人日/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	10,698人	10,585人	10,385人	10,304人	10,166人
定員数	一時預かり保育	13,095人	13,095人	13,095人	13,095人
	トワイライトステイ	2,079人	2,079人	2,079人	2,079人
確保方策					

⑥病児保育事業等 (主管課：保育課)

保育又は監護に欠ける児童が病中又は病気の「回復期」であり、集団保育及び集団育成の困難な期間、一時的にその児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする事業です。

実施箇所：市内2か所（平成26年度現在）

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
日 数	245日	245日	245日	245日	245日
利用人数	608人	637人	627人	812人	711人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,691人	1,672人	1,641人	1,629人	1,607人
定員数	2,460人	2,460人	2,460人	2,460人	2,460人
確保方策					

⑦子育て援助活動支援事業（主管課：子ども家庭支援センター）

手助けが必要な方（依頼会員）と、手助けができる方（提供会員）が登録（無料）をし、ファミリー・サポート・センターを仲介とした、子育て等を地域で助け合う有償ボランティア活動です。依頼会員でもあり提供会員でもある方（両方会員）もいます。会員を組織として、相互援助活動の調整等を行い、また、多様化するニーズに対応するため、講習会の実施等により会員の資質向上を図っています。

事業主体：日野市（委託事業）

委託先：NPO法人市民サポートセンター日野（本部：多摩平、支部：高幡）

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
提供会員数	944人	1,042人	1,090人	1,145人	1,184人
依頼会員数	3,898人	5,752人	7,283人	9,054人	10,682人
両方会員数	174人	216人	234人	257人	265人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み 低学年	1,558人	1,599人	1,558人	1,558人	1,558人
量の見込み 高学年	8,487人	8,364人	8,405人	8,528人	8,610人
確保方策	11,840人	11,840人	11,840人	11,840人	11,840人

⑧乳児家庭全戸訪問事業（主管課：健康課）

出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施しています。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者人数	1,570人	1,466人	1,391人	1,421人	1,188人
訪問数	1,340人	1,334人	1,262人	1,221人	1,128人

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑨ 養育訪問支援事業 ⑩ 妊婦健康診査

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,405人	1,399人	1,387人	1,373人	1,360人
確保方策 実施体制	29人	29人	29人	29人	29人

※ニーズ調査によらずに推計（将来人口推計の0歳児人口）

⑨養育訪問支援事業（主管課：子ども家庭支援センター）

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、育児支援を必要とする家庭に対して、健康課と連携し、支援が必要と市が判断した家庭に無償で育児技術訪問指導や育児家事支援ヘルパーの派遣を行っています。今後は、産後に周りに手助けしてくれる知り合いがおらず、支援が必要である場合に、本人の希望により有償で家事育児ヘルパーを派遣する制度の検討を含め、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っていきます。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
訪問数	464人	139人	149人	179人	199人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	213人	211人	210人	209人	208人
確保方策 実施体制	550人	550人	550人	550人	550人

⑩妊婦健康診査（主管課：健康課）

妊娠中の定期健診として、14回の健診を公費で受けられる制度です。また、助産所及び里帰り出産等のため、市で交付している受診票を使えなかった方へは助成金を支給しています。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受診券 交付数	1,727人	1,591人	1,569人	1,567人	1,520人

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑩ 妊婦健康診査 ⑪ 利用者支援事業 ⑫ その他

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,405人	1,399人	1,387人	1,373人	1,360人
確保方策 市内実施箇所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
市内実施機関	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院

※ニーズ調査によらずに推計（将来人口推計の0歳児人口）

⑪利用者支援事業（主管課：子ども家庭支援センター）

小学校就学前の児童とその保護者や妊婦、学童期の児童とその保護者を対象に、多様な子育て支援に関する給付・事業の中から適切に選択できるよう、保護者等にとって必要な情報を継続的に収集し提供していきます。

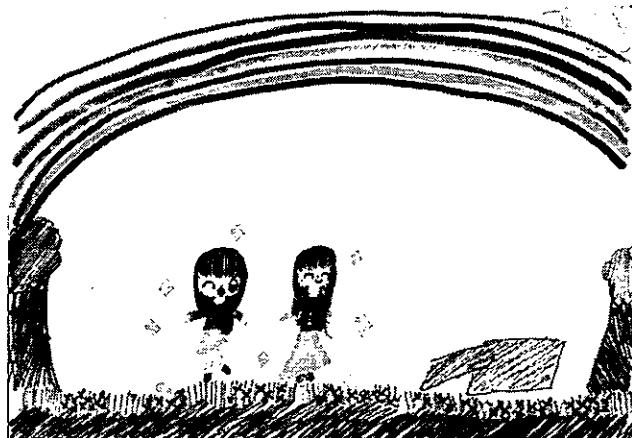
具体的には、相談に訪れた保護者等の個別ニーズを把握した上で、行政窓口や子育て支援に関する施設、事業所等を提示することで、利用を支援したり、適切な専門機関等につないだりします。

【量の見込みと確保方策】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み			1か所		1か所
確保方策 実施箇所			1か所		1か所

⑫その他

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、量の見込みを設定し、計画する事業ではないため掲載していません。



4) 改正次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

放課後子ども総合プラン（主管課：子育て課）

【放課後子ども総合プランとは】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進するため、放課後子ども総合プランを平成26年7月31日に策定・公表し、地方自治体に文部科学省と厚生労働省から連名で通知を発出。

市内全ての児童を対象に学校施設を利用し、放課後等の安全・安心な居場所づくりを地域の方々の参画を得て、遊び、勉強、スポーツ・文化活動、住民との交流活動を行う取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

【放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型とは】

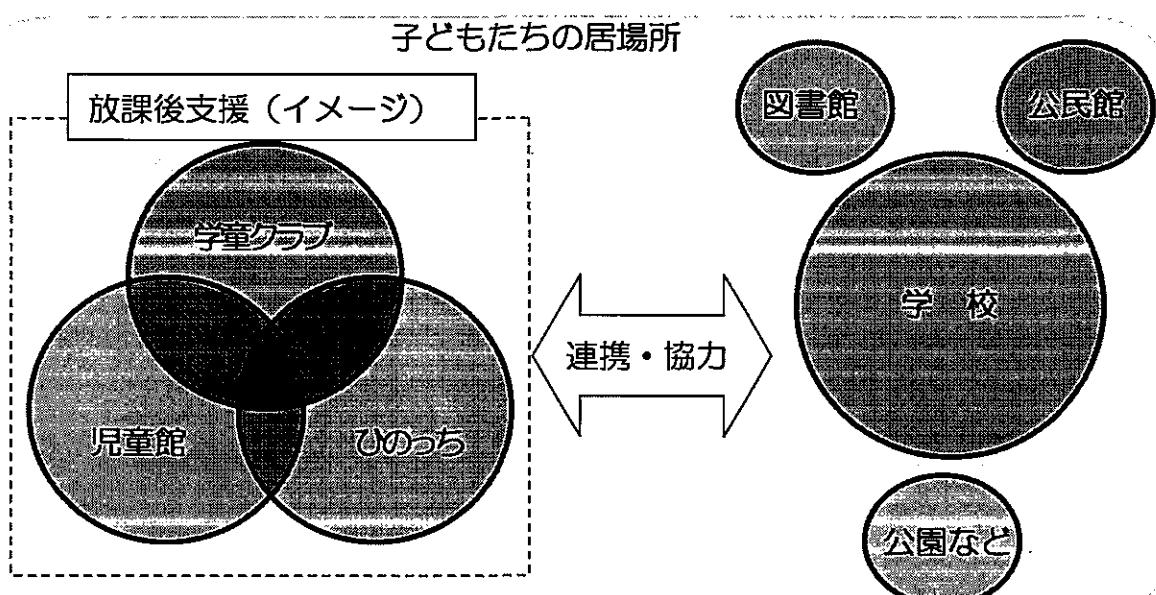
一体型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいいます。よって、日野市は一体型になります。

【日野市の放課後支援】

日野市では、放課後など子どもたちが過ごす場所として「学童クラブ」「放課後子ども教室ひのっち」「児童館」の事業を実施しています。

子どもたちの放課後などの過ごし方は、成長段階に応じて多様に変化します。上記3つの事業にはそれぞれ特徴あります。

保護者の皆様が、お子さんと良くお話しをしていただき、ご家庭の状況に応じて事業を選択することができます。



【放課後子ども教室「ひのっち」とは】

市内全ての児童を対象に学校施設を利用し、放課後等の安全・安心な居場所づくりを地域の方々の参画を得て、遊び、勉強、スポーツ・文化活動、住民との交流活動を行う取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

《実施概要》

(場所) 市内の全小学校（17校）

(実施日) 学期中の平日（月～金）の給食のある日※夏休み、冬休み、春休みは原則実施しない。

(実施時間) 午後1時30分～5時（授業がおわり、放課後になったら参加できる。）

※上記のほか、学校行事などにより臨時休業や実施時間の変更をすることがあります。

※子ども達は、原則、明るいうちに家に帰ることとしています。

(参加方法) 事前の登録 ※1年生は5月の連休明けから参加可能。

(費用) 無料

(スタッフ) ボランティア（パートナー・学習アドバイザー・コーディネーター）

【放課後児童健全育成事業「学童クラブ」とは】

保護者が就労などにより専門家庭にいない児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業です。

《実施概要》

(施設数) 36か所（1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む）。

(育成日) 月曜日から土曜日まで（祝祭日を除く）

通年利用コースと三季休業利用コースの選択制（平成27年度より）

(育成時間) ①通 常 下校時～午後6時30分

※午後5時45分以降の利用は事前申込みと別途費用が必要

②学校休業日 午前8時30分～午後5時45分※土曜日、三季休業期間等。

【「ひのっち」過年度の実績】基準日：各年度3月31日

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施数 (一体型)	17教室	17教室	17教室	17教室	17教室
参加児童数 (延べ)	140,472人	137,469人	137,266人	146,806人	150,003人
登録率	87.0%	94.0%	96.7%	82.8%	90.5%

※学童クラブの過年度の実績は133ページに記載。

【目標事業量・達成年度・整備計画】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
目標事業量 (一体型)	17教室	17教室	17教室	17教室	17教室

※学童クラブの目標事業量は133ページに記載。

【学童クラブ及び「ひのっち」の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策】

- 学童クラブに参加する児童が、「ひのっち」が開催している日に参加できる。
- コーディネーター、パートナー、児童館職員、学童クラブ職員、学校職員、PTA、市職員など様々な関係者で構成される「ひのっち」実行委員会などを通じて、各種のプログラムの企画段階から、学童クラブ指導員とひのっちコーディネーターなどが連携してプログラムの内容・実施日などを検討・調整をしていく。

【小学校の余裕教室などの学童クラブ及び「ひのっち」への活用に関する具体的な方策】

- 教育分野、福祉分野など様々な委員で構成される「ひのっち」運営委員会などにおいて、活動場所等について定期的に協議を行うよう努めていく。
- コーディネーター、パートナー、児童館職員、学童クラブ職員、学校職員、PTA、市職員など様々な関係者で構成される「ひのっち」実行委員会などを通じて、放課後子ども総合プランの必要性、意義などについて理解を求め、お互いに連携・協力に努めていく。
- 各学校とコーディネーターは、「ひのっち」の活動場所（受付教室・校庭・体育館・特別教室・図書室など）について、一時利用を含め連携・協力していく。

【学童クラブ及び「ひのっち」の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策】

- 放課後活動の実施にあたっての責任体制などを文書化などにより明確にするよう努めていく。
- 「ひのっち」運営委員会などを通じて、総合的な放課後対策について協議・検討を行うよう努める。

【地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取り組みなど】

- 平成31年度を目指し、開所時間延長を全ての学童クラブで実施できるよう目指していく。

